

で、そうしたことは重複を避けます。めに申上げることを省略いたしたいと思うのです。で、調査いたしました結果、我々が見ましたところは、今申上げました東京における五月一日の、かのメーデーをきっかけといふ持つものであると考えるのであります。それは、ひとり治安警察行政の見地よりのみならず、その関連いたしておりますところは現下の世界政治における二大勢力の対立から派生しておりますところの一つの現象であります。而もこうした騒擾事件を惹起するに至りました騒擾者の意図といふものは、世界政治におけるいわゆる反共産主義勢力或いは西欧民主主義勢力に対するところの彼らの挑戦的な意図を表白しておるばかりでなく、それとの関連性におきまして先に日米両国間に締結されました日米安全保障条約並びにソ連とその衛星国を除いての連合国側と締結されたところの講和条約に対するところの反対的の意図をも包藏し、特に日米安全保障条約に基くところの米軍の日本に駐留するところの全面的な、革命的な意図を包藏して行われておるということであると考へるのであります。而もその騒擾事件は類例のないような市街戦的な外貌を呈しましたばかりでな

く、そうした騒擾に直接的に、積極的に参加いたしました者の数よりも大いに増加いたしました。されば、即ち八千といふのは、共産党の諸関連性からしてその数、十万に及ぶとまで言ふのであります。さればにや、これとたる点からも、これは最近における極めて重視すべき内政、外政に関連性を持つた大きな事件であると考えられます。そこで、吉田総理大臣において審議されつつあるところの破壊活動防止法案或いは労働法の改正法案等との関連性をとらえまして、政府の首班者でありまする吉田総理大臣の談として、昨日の夕刊に伝えられましたところによれば、当参議院のこれらの法案に対する審議の状況と照應して、国会を解散して総選挙をなすところの拳に出るというようなことをおつしていることが、報道せられておる事であります。で、破壊活動防止法案或いは労働法の改正法案等は、直接的にこのマーチー事件に関連性を直ちにつけるものではありませんけれども、實質的には、何らかの政治的な関係が全然ないということとも又言い得ないと思われるのであります。で、東京におけるマーチー事件といふものが、そうした見地から極めて重大視すべきものであるばかりでなく、そのスケールにおいて比較するには余りに小さな事件であつたのあります。されども、関西におけるところのそうちした左翼運動の中心とて、今まで諸種の同様の騒擾事件を惹起して參りました京都においても、類をひとしくするところの事件が起きましたし、以上申しましたその重大性鑑みまして、東京の本事件を我々が

君の政治家であるといふ見地からいたしまして、その要性を感じました。又我々が日本の政治家であるといふ見地からいたしましても、これが調査派遣を要求いたしたような次第であります。それで先に申しましたごとく、その概貌につきましては、速記録に載つておりますところの当局の報告にござれを委ねまして、我々が調べました書類、談話その他のものは、書類だけで、相当長文であり、広汎に亘りますので、その一節をここに読上げまして、読上げましたものを通じて全体を一つ多少とも髣髴することができますとの一助にもなると思ひますので、読上げてみたいと思うのであります。それは五月の十日頃に日本共産党の京都府V、これは暗号であります、ピーローという意味だそうであります。で、それは相当長文の文書を秘密のうちに発しておるのであります、その一節をここに読上げます」というふうに、アメ帝、アメリカ帝国主義のことだらうと思います。「アメ帝や吉田、これに連なる一切の反動勢力の必死の分裂策にもかかわらず、下部労働者の実力で統一メーデーを守り抜き、府下十万の国民的大メーデーを敢行したことである。昨年の市電労働者を先頭とする越年闘争以来の労働者の高まり、ストと發展し、特に金属(日電、島津、寺内)輸送機、労働者の成長と、私鉄(奈良電、労働者、農民を主力とする実力行動が更に破防法粉碎の四一二、一八ゼネラルストと發展し、特に金属(日電、島津、寺内)輸送機、労働者の成長と、私鉄(奈良電、

（京福）の激しい闘争は全国民を奮起させた。この偉大なる力はさすがれ付き懸質民同森川一派さえもこの統一行動を妨げることができなかつた。かくして京都、宮津、東西舞鶴、福知山、周山、宇治七地区とも統一メーデーが実現した。特に周山におけるメーデーには府職「、府の職員組合と思ひます。「教員」、教員組合と思ひます。「国鉄、全通、電産、周山運輸、製材所等、すべての經營が參加し、農民、学生共闘の意図で行われた。これは歴史始まつて以来であり、北桑」、北桑といふのは丹波の北桑田郡でありまして、京都府における北海道といわれておる辺鄙な所であります。「北桑の山深く住む敵に与えた影響は大きい。第二の特徴として言えることは、昨年のメーデーは平和を守るメーデーであつたが、今年のメーデーは民族解放のメーデーであつた。七万の大衆は革命を意識し、アメ帝の支配を實力ではね飛ばし、吉田を打倒する決意燃えていた。殆んどどのプラカードは民族独立、国民政府を作れ、吉田打倒、再軍備反対のスローガンが書かれていた。このことは新聞報道が國民のものになりつてあることを示している。公然とデモシントレー・ショーンを指導した我が党的トラックには熱狂的であつたし、再刊された「アカハタ」はまたたく間に完切れ、固定を申込みに来る労働者すらあつた。第三の特徴は、終戦後最大の尖鋭的な戰闘的メーデーであつたことである。労働者は至る所で警官隊の挑発と戦い、特に祇園石段下では五回に亘つて警官隊を追つぱらい、包围し、實力を粉砕した。丸山公園でも實力で私服をやつつけ、応援に駆けつけた武装警官隊と戰い、

対峙して戦つた。而もこれは組織されたものではなく革命的大衆の自然発生的な戦いであつた。このことは現在の情勢の厳しさと、金属労働者を中心とする全京都の労働者の革命的高まりと成長の現われである。職制の寄せと職場闘争で争つた労働者は皆現在まで職場で参加した力である。動員も多く、戦闘的に争つた労働者は皆現在まで職場で来た都、相互、済生等の自動車労組、第一製葉、日本新葉を中心とする化學労組、高島屋、丸を先頭にした百貨店労組、奈良電、京阪バスを中心とする私鉄、中央染工、日本クロス、倉紡、京染労等の中小織維工場労働者、日写」、日写といううのは印刷会社でありますか、写真会社でありますか、「日写を中心とした印労連」、これは印刷労働組合連合会だと思います。「全官公系では自労、府職、教員、区職労組が元氣であった。特に金属労働者は全体として戦闘的であり、動員も多かつた。島津、三谷、日新、日電、寿、日本輸送機、山科精工、宮本電機等に至る社会民主主義者の影響を受けた労働者までが非常に勇敢に戦つた。このことは京都労働運動の質が変革化され、労働戦線の統一の基礎が成熟しつつあることを証明している」こういうことを先ず書いておるのであります。なお、それに付加えて、このメーデー闘争におけるところの共産主義者の見地からしての欠陥ということについても相当書いております。又更に「メーデーの成果をかちとり、久陥の克服こそ我が党の緊急任務である」という見出しの下に、今後の京都地方に

における共産党員の活動を如何にすればべきかということにつきまして、このメーデーに開催しても書いておるのであります。非常に長文になりますから、ここに口で報告いたしますことは省略いたしまして、若し必要がありましたならば、委員長等においてこの全文或いは一節を速記録の中へ留めて頂ければ結構だと思われる所以であります。今申しましたことと、先に国警本部から報告いたしましたことをつき混ぜてお考え下さいますと、大体五月一日メーデー当日における京都の共産主義者によつて指導された騒擾のまあ外郭だけはおぼろげながら御了解頼えるかと思うのであります。我々が当局から同地方におきまして聞きましたところによりますと、当日メーデーに参加いたしましたところの者は約二万と言ひ、或いは三万と言われておりますが、大体において二、三万見当であつたようでござります。併しそ他の宇治、周山、福知山等の府下の諸工業地帯を含みますところの都市においての動員人数を加えまして、この共産党の書いておりますところは或いは七万と言ひ、或いは十万と言つておりますが、京都市の会場に集まりました者は大体二、三万であつたようであります。而も初めは御所に会場を予定いたしておつたのでありますから、而も御所を会場に使うということにつきましては京都府の知事の鶴川君も、労働部長の池上專君と共にこれを肯定する態度をとつたのでありますから、御所の管理者でありますところの厚生省でありますか、宮内省でありますか、どちらでありますか、これには厚生省という言葉が書いてありますから、許可

するところとならなかつたので、会場が二条離宮前に移されたのであります。それは丁度東京におきまして宮城前広場を予定いたしておりましたのが、それが拒否されまして明治神宮外苑に変えられたということを以て、又当局に対するところの反感を激化する一つの戦略に利用いたしましたことは、京都地方のメーデーにおける会場の変更問題につきましても又同様なものが窺われたのであります。国警本部からの報告にもありましたように、東京のそれと比べまして規模も極めて小さいのでありますけれども、併しながら特に違つておると私の感じましたことは、東京におけるメーデーの騒擾事件は総評等を中心といたしまして、メーデーの大会等が行われましたあとで、宮城前に集まりましたその参加者の一部の者だけが別個にああした騒擾事件を起したようではありまするが、京都におきましては二条離宮前に集まりましたところのメーデー参加者の全部が大会終了後示威行列をして練り歩きましたとして、そうしてその途中におきまして、裁判所前、或いは四条大橋の際の交番所の破壊であるとか、或いは市役所の入口の破壊であるとか、或いは祇園の石段下、円山公園その他の所において暴動的な行動に移りましたので、そうした暴動を行いましたところの者は、その歎は聞き及びましたところで二千、三千くらいであつたようであります。参加者全体が仮に三万といたしまするというと、その約一割くらいの者が暴動をいたしたのであります。爾余の者はそうした横暴的な、暴動的な行為はいたしておりませんけれども、集団的にはむしろ傍観的な態度を

とりつづ同一の示威行列をして行進します。このことが相違点であります。が、又考の方によりましては私は極めて重視すべきことはないかと思われるのであります。考え方によりましていろんな方面からの重要性が考えられると思うのですが、このような問題は各派の立場から自ら見方も異なると思いますので、現地に参りますした他の委員の方々からも御意見等をお述べ願いたいと存します。なお詳細に亘る報告書を用意してあります。これは速記録に掲載することをお許しありたいのであります。

以上を以ちまして私の報告を終りましたと存します。

○委員長(西郷吉之助君) それではこの程度で午前は休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後二時十五分開会

○委員長(西郷吉之助君) それでは委員会を午前に引き続きまして開会いたします。

これより道路交通法の一部を改正する法律案につきまして前回に引き続いて御質疑をお願いいたします。

○黒虎一君 当局にお尋ねするのですが、第七条の二項の一号から五号、即ち故障車を運転した場合とか、或いは無免許、酒に酔つて運転した場合、或いは速度制限の違反、その他五項目あるのですが、この違反を第二十八条で三ヶ月以下の懲役又は五千円以下の罰金にしておりますが、これは当然その情状によつては料程度で済ますべきものだと思うのですが、それが懲役又は罰金に処することになつておるので

○政府委員(柏村信雄君)　貞今のお尋ねでござりますが、第七条はいわゆる無謀操縦についての規定でござります。その次の第八条が無謀操縦に至らない程度の不當な操縦についての規定をいたしておるわけでござります。只今御指摘のように第七条の違反につきましては第二十一条を以ちまして三ヶ月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する旨を規定し、第八条の違反につきましては第二十九条の規定を以ちまして三千円以下の罰金又は料金に処する旨を規定いたしておるわけでございます。この第七条に申しまする無謀操縦は、只今お讀上げになりましたように、構造、装置に重大な故障があるというようなものであつて、安全に操縦できないということがはつきりしておる車を操縦すること、又運転の資格を持たないで運転する、それから酔酊して運転をするというような、操縦者としては最も注意しなければならない又心掛けなければならないことを強いて犯したという者についての罰則でありますので、これを只今の二十八条の規定によりまする懲役、罰金のほかに科料の制度を認めますることは、さなきだに交通違反事項の相当多数に上り、交通事故の累増をいたしております。現在において、私どもとしましては、当を得ないものであるというふうに考えておるわけでござります。尤もこの無謀操縦に至らない程度のものにつきましては第三十条の規定によりまして軽い罰則を規定いたしておりますのでありまして、やはり交通事故の防止といふ

大局的見地に立ちますると、こうした違反事項についても段階を設けまして、処罰についての区別をいたしておきたいことが必要ではないかと考えるのであります。なお実際上の取扱いといたしまして、情状あるにかかわらず、何でもかんでもこれを送致し、处罚をするというような考え方ではなく、十分に警告措置等をとるようなことにいたしておるわけでございまして、例えば昭和二十五年中におきまする交通規制巡回隊によりまする交番取締の処置でありますて、只今御指摘の七条八条に限りませんのでございますが、検挙件数の総数が二十一万九千、このうち送致をいたしておりますものが一万三千三百三十六件。従いまして検挙に対する送致の比率は六%と相成つておるのであります。なおこのほかに行政的な処置といたしまして警告書、免許証に対する記入、違反カードの交付といふような措置も含めまして、送致件数と合せて約四万九千件に上つておるわけでございますが、この処置の全体の率が検挙に対しまして二二%ということになつております。従いまして一二二名の処置のうち六%が送致件数ということになつておるような状況でござります。私どもといたしましては機械の整備とか、或いは操縦に対する確実な技術を持ち、適性を備えている者によつて安全な操縦が行われることを念願いたしておるのでありますて、強いて効罰を敵にするという意図は毛頭ございませんが、現在程度の処罰の規定はこれを存続することが必要であろうというふうに考えておるようなわけでござります。

第七条の第二項一号で、故障車、安全に操縦できない車馬又は軌道車には乗つていいはずですか、途中で壊れ大といふものに対する認定ですね、そういう点から何らか多少小さい事故のときには七条の二項第一号の注意が足りなかつたということでやられる場合もあるかと思うのです。そういたしまと、我々が數字的に事故の比率を知りたいとすれば七条違反の検挙数が、例えは最近の二十六年においてどれだけあつてどういう刑罰に触れたかということが七条違反の問題では必要じやないかと思います。全国の八条違反も含めた検挙数二十数万に対する何%ということがよりかです。従いまして警視庁管下における八条違反と七条違反の一カ年の統計が出たものがありますれば、それを真いて判断して行くべきぢやないかと、こう思ひのです。もう一つその資料ができるだけ早く頂きたいと申しますのは、委員長の審議予定といたしましてもこの法案を一両日中に上げたいという御方針であります。七条のほうに科料を入れる、科料に処すということにするために違反件数が殖えるような心理的影響を考えるという何か立証されるべきものができておりますれば、お聞かせ願いたいと思うのであります。

なことについての立証上の資料があるかというお尋ねでございますが、そこまで具体的なものは持合わせておりませんが、やはり罰則の緩和ということを受けることは自然であろうと思いましてこの点については先に申しました通りの意見を持つておるような次第であります。

○原虎一君 こういう問題は、議論と申しますよりか的確な資料に基いて判断を下すのが妥当だと思いますので、一応取急いで警視厅管下における先ほど申しました七条・八条の違反件数とその違反行為の種類等の統計を頂いた上で、なお検討したいと思いますから、これは委員長にお願いして審議の期間を許しますならば運転手の代表的な者を一応参考までにお呼び願つて、そのほうの意見もお聞き願つた上で御決定をして頂きますればよろしいかと思います。私の質問はこれで打切ります。

○委員長(西郷吉之助君) 只今の原委員の御意見御尤もだと思いますから、いずれ今の会期は多少は延びると思いますので、皆様がその御意見であればさように取計りますが、如何いたしますか。岡本さん、今ちょっとおられなかつたので申上げますが、原委員より道路交通取締法の今第七条違反の罰則に料金を加えるかどうかということ、それについていわゆる運転手その他の直接参考人を呼んで意見を聞けば、一方的でないから非常に明瞭になるという御意見なのですが、そろすれば来週に持越しして日をきめて、そういう人を呼びまして……。

○岩木哲夫君 大変私は連れて失礼い

たしましたが、今原さんのおつしやる
のは運転手の罰金刑は次第によつては
苛酷過ぎるものもあるから料金制度も
併用し得るような方法にやつてもらい
たいという多数の意見があつたと思
うのであります。それについての
お話をございましたか。……あそそう
ですか、私も同感でございまして、そ
れは配慮されるべきだと思いますので
同感の意を表します。

○高橋選太郎君 私はこれは大体我々
の常識と申しますか、交通関係の普通
の規則をやつてみて、この程度のもの
は府県の条例等においてもすでに決定
されておる問題でありますので、わざ
わざ呼ぶ必要がない。むしろその衝に
当られる当局より詳細お聞きになれば
それで足りるのではないかと、こう思
います。

○委員長(西郷吉之助君) 今高橋さん
からもこれについての御発言がござい
ました。これは政府委員のほうにも
ちよつと私から尋ねますが、あなたの
ほうの、例えば交通関係の人ですね、
そういうふうなかたに出て頂いてもう
少し詳細に説明を伺えませんか。交通
関係を専門にやつていられるかたが警
視庁から来ておられますか。

○政府委員(柏村信雄君) 今申上げた
資料は、これは警視庁からすぐ取寄せ
ます。その他技術的な点につきまして
は説明をいたしてあれして頂きますれ
ばよろしいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) どういたし
ますか、今の点を当局からも、交通関
係の人が来ておるそですから、それ
からも意見を聞きました……。

○岡本愛祐君 私もこの罰則で、七条
について料金制を設けるということを

○岡本愛祐君 加えるようにしたらどうですか。
○岩木哲夫君 更に今日会期が迫つておるときに、これはもうやはり罰金にこと／＼行くというやつじやない、ほんの右廻り左廻りがされたとか、信号が赤だったとかいろいろな僅かな場合まで罰金刑よりはやはり科料といいうなことを……こと／＼私は科料にせいというのじやないのであって、まあそういうことも併用し得る途を開くということは、もうそれは修正をしたら如何ですか。

○政府委員(柏村信夫君) 先ほど原委員の御質問に対してお答えいたしましたのであります。第七条の規定はいわゆる無謀操縦に対する規定でございまして、構造装置等に重大な故障があるといふようなことで安全に操縦することができない車を操縦した者とか、免許証を持たないで運転した者とか、泥酔して運転した者とか、そういうふうな交通事故を極めて惹起しやすい、いわば悪質なる運転に対する規定でございまして、只今お話をありましたような軽微なものについては第八条によりまして別個の規定をいたしておるわけですが、ござります。従いまして罰則におきましても第七条については懲役又は罰金ということにして、第八条については罰金又は科料というふうに区別をいたしておるわけなんでございまして、その点を一つ御了承の上御検討を願いたいと思います。

○委員長(西郷吉之助君) それでは速記をとめ、
○委員長(西郷吉之助君) 速記を始め
て。

〔速記中止〕

○岡本愛祐君 私も一、三点お尋ねしたいのですが、この「第二条第六項を次のように改める」とあつて、「軌道車とは、道路において、軌条又は架線により運転する車をいい」と、こう書いてあるのですが、これじやおかしいのじやありませんか。軌条がなくて架線だけのものは無軌条電車でしよう。だから「軌条及び架線により運転する」と言わなきやおかしいのじやないのですか。その架線は要らないかも知らんが、軌条だけでいいかも知れんけれども、架線だけのやつは無軌条にならぬのだから、これじや不正確じやないのですか。「軌条又は架線により」と言うのは「又は」ですから、軌条だけのものと、それから「及び」で読んで軌条及び架線のものと三つあるわけですね。だから「軌道車とは、道路において、軌条又は軌条及び架線により」と、こ^{う来るのじやないのですか。何か理由がありますか、『軌条又は架線によるもの』も軌道車、軌条及び架線によつて運転するものも軌道車、こう読んでいいわけですね。すると架線だけのものはここに取除けてあるようにな、無軌条電車になるわけだから、書き方が不正確になると思う。}

○政府委員(柏村信雄君) 只今のお尋ねでござりますが、軌条のみによつて

○運転するもので、もよろしい。それから架線のみによつて運転するものでもよろしいわけでございまして、これがいわゆる無軌条電車になるわけでござります。

○岡本愛祐君 そうすると、軌道車であるものと無軌条電車との関係はどうなりますか。

○政府委員(柏村信雄君) 無軌条電車はこの軌道車に含まれることになる。

○岡本愛祐君 ああ、そうですか。それじゃもう一度承わりますが、軌道車の中において架線のみによつて運転するものを無軌条電車と言うと、こういうわけですね。間違ひありませんね。

○政府委員(柏村信夫君) ええ。

○岡本愛祐君 それじゃわかりました。次に第十五条について承わりたいのですが、十五条は踏切におきまして「車馬は、鉄道又は軌道の踏切を通過しようとするときは、安全かどうかを確認するため、一時停車しなければならない。」という規定なんです。それでここに車馬だけしかないのですが、そのほかやはり通行の人も通過しようとするときに安全かどうかが確認するための一時停るということを明確にしてもらつたならば、事故者が非常に少くなるだろうといふ陳情があるのであります。これは私鉄経営者協会からの陳情であります。が、それに對する當局の方をお述べ願いたい。

○政府委員(柏村信雄君) 十五条の車馬のほかに人も一時停らなければならぬといふ趣旨の規定をしてはどうかというお尋ねでござりますが、勿論人につきましてもそれだけの注意を促すということは必要でありますし、事実自分の生命身體についての注意をする者でありますれば当然にそういう注

○岡本愛祐君 この道路交通取締法など、いうものは、まあ道徳に待たなければならん点も大分含んでおるのですね。勿論その踏切において人が通過するときに一々立停まつて大丈夫なことを見極めて通る。そういうようなことに違反した場合に罰を設けるのは私どもが過ぎだらけののですが、今までの道路を通取締法の中に道徳的規定は全然含んでないんだということなら一貫することですが、必ずしもそうでない、而事故は相当通行者にあるようです。だからその事故の責任を通行者に転嫁するためといふふうな悪意があるならば非常に考えものですが、こういう規範を設けることによつて、そういう事故が少しでも少くなれば、それに越したことはないのです。どういうふうにしてそれを転嫁……挙証責任なるものが少しだけも少くなれば、それだけ規定を入れるか入れないかによつて、死んだのはわかりませんが、怪我したときに、その人が踏切を通過するときに一時止まつて安全を確かめて、そして通過するというよくな規定を入れることによつて、そのときの挙証責任がその人にあるようになりますから……。

○岡本愛祐君 じゃ、この問題は明瞭にござります。それで調べて、そういうことを入れれば、
拳証責任が人のほうにあるようになります。
かどうか、つまり車のほうは無罪ですかね。
拳証責任が、事故を起したその車のほう
にあるか、或いは私鉄とか国鉄のほう
にあるか、それを調べて頂ければわ
りますからね。それから次に移りま
で、今度の改正には勿論出ておりま
んが、右側通行、左側通行、この前進
路交通取締法を制定するときに対面交
通ということをしきりに言われて、そ
して歩人は右側通行になつたのです
が、そのときも左側通行でいいぢやない
いか、何も改める必要はないぢやない
かといふ議論が当委員会に随分あつ
た。そこで数年間右側通行でやつて立
たのですが、私どもの見ている範囲内
においてはなか／＼右側通行は困難だ。
ある。非常な広い道では右側通行を考
るうと思えばやれますけれども、日大
の道は狭いのが多い。そこで右側通行
をやろうとすれば非常に困難だ。そ
で今まで右側通行がなか／＼でき
きない。而も模範道路なんというのも
作つておらずして、朝夕右側通行、左
側通行といつて奨励しておる所でも、
警察官がいなければ皆左側通行にな
ってしまうというような状況である。
こういうような状況は政府当局はよく御
存じだと思いますが、その原因是長く
間の我が国の慣習と、それから鉄道の
構内におきましてはもう左側が多いので
すね。これは鉄道が左側通行だから、
従つて左側に自然になるだらうと思
のです。そういうような関係でなかなか
か右側通行は励行できない。これに對
する

してそのまま右側通行でやつて行つて、交通の整理が完全にそういう右側通行でやつて行けるかどうか。その見解をはつきり聞かして頂きたいと思います。

○政府委員(柏村信雄君) 只今左側通行、右側通行の問題についてのお尋ねでございますが、御承知のように現在の制度は昭和二十四年の十一月から実施いたしておるわけでございます。その以前におきましては車馬も歩行者も同様に左側を通行しておりましたのでございますが、諸外国の事例等に鑑みまして、車馬と歩行者が対面になつて交通する、いわゆる対面交通の制度が交通上合理的な制度であるということを感じまして、この制度をとつたわけでございますが、その際車馬を右側にし、歩行者を左側に、従来通り左側にしておきますということにつきましては、施設経費の面において莫大なものをするということによつて、歩行者をして右を歩かせるということにすれば、施設経費の面においての負担を省き、なお且つ理想的な対面交通の実を上げ得るに至るという見地から、現在の制度をとつたわけでございます。只今お話をのように、左側交通が長年の慣習でございますので、これを全面的に右側に改めますることにつきましては相当の困難が予想され、現在においても只今御指摘のように十分の成果を挙げないことは甚だ遺憾に存じておるわけでございますが、併しながら小学校、中学校等の児童のことく左側通行の長い習慣を持たない者は比較的容易に右側通行の実践者になり得るわけでございますし、そういう数は率の上におきま

見受けられるのであります。この点は何と申しましても長い習慣でござりますので、一挙に全体的にこれを是正するということは相当の困難は伴うと存じますが、我々といたしましては二年有半の実績を見まして今後ともこれを持続し、十分に指導して参りまするならば近く対面交通の実績が上つて参るものというふうに考えておるわけでござります。本年の四月におきまする全国の交通安全旬間におきましても特にこの対面交通の励行と、踏切における事故防止といふものを二大目標にして宣伝指導に努めたような次第でございまして、絶えざる努力によつて対面交通の実を上げて参りたいというふうに考えているわけでございます。

○岡本愛祐君 政府が御努力になつておる点は承知いたしておりますが、こ

の右側通行に限つてなか／＼実効が上

らないというのは実績だらうと思うの

です。それで右側通行にしてから左側

通行の場合よりか事故が減つたかどうか

か、それは車の多い少いによります

が、そういう調べができるであります

か。それから歐米の例を引かれます

が、殊にアメリカは道が広いのです。

道が広い所は右側通行も可能なん

です。ところが道が日本では狭いもので

すからそこに車馬と人と一緒に対面交

通をするということはなか／＼困難で

す。もうどぶ板の上でも歩かなければ

右側は歩けない。そういうような所が

多いのでありますし、それで自然に左

側になつてしまつ。そういう状況であ

りますが安全旬間をやつていらっしゃるときでも、警官がいなければ左側

としても非常に成績が上つておるよう見受けられるのであります。この点は何と申しましても長い習慣でござりますので、一挙に全体的にこれを是正するということは相当の困難は伴うと存じますが、我々といたしましては二年有半の実績を見まして今後ともこれを

持続し、十分に指導して参りまするなら

近く対面交通の実績が上つて参るものといふふうに考えておるわけでござ

ります。本年の四月におきまする全国

の交通安全旬間におきましても特にこの

対面交通の励行と、踏切における事

故防止といふものを二大目標にして宣

伝指導に努めたような次第でございま

して、絶えざる努力によつて対面交通

の実を上げて参りたいというふうに考

えているわけでございます。

○岡本愛祐君 政府が御努力になつて

おる点は承知いたしておりますが、こ

の右側通行に限つてなか／＼実効が上

らないというのは実績だらうと思うの

です。それで右側通行にしてから左側

通行の場合よりか事故が減つたかどう

か、それは車の多い少いによります

が、そういう調べができるであります

か。それから歐米の例を引かれます

が、殊にアメリカは道が広いのです。

道が広い所は右側通行も可能なん

です。ところが道が日本では狭いもので

すからそこに車馬と人と一緒に対面交

通をするということはなか／＼困難で

す。もうどぶ板の上でも歩かなければ

右側は歩けない。そういうような所が

多いのでありますし、それで自然に左

側になつてしまつ。そういう状況であ

りますが安全旬間をやつていらっしゃるときでも、警官がいなければ左側

としても非常に成績が上つておるよう見受けられるのであります。この点は何と申しましても長い習慣でござりますので、一挙に全体的にこれを是正するということは相当の困難は伴うと存じますが、我々といたしましては二年有半の実績を見まして今後ともこれを

持続し、十分に指導して参りまするなら

近く対面交通の実績が上つて参るものといふふうに考えておるわけでござ

ります。本年の四月におきまする全国

の交通安全旬間におきましても特にこの

対面交通の励行と、踏切における事

故防止といふものを二大目標にして宣

伝指導に努めたような次第でございま

して、絶えざる努力によつて対面交通

の実を上げて参りたいというふうに考

えているわけでございます。

○岡本愛祐君 政府が御努力になつて

おる点は承知いたしておりますが、こ

の右側通行に限つてなか／＼実効が上

らないというのは実績だらうと思うの

です。それで右側通行にしてから左側

通行の場合よりか事故が減つたかどう

か、それは車の多い少いによります

が、そういう調べができるであります

か。それから歐米の例を引かれます

が、殊にアメリカは道が広いのです。

道が広い所は右側通行も可能なん

です。ところが道が日本では狭いもので

すからそこに車馬と人とと一緒に対面交

通をするということはなか／＼困難で

す。もうどぶ板の上でも歩かなければ

右側は歩けない。そういうような所が

多いのでありますし、それで自然に左

側になつてしまつ。そういう状況であ

りますが安全旬間をやつていらっしゃるときでも、警官がいなければ左側

としても非常に成績が上つておるよう見受けられるのであります。この点は何と申しましても長い習慣でござりますので、一挙に全体的にこれを是正する

こと、この左側通行といふものは一つ抜

いてあるのであります。この道路において公然とや

つておるのであります。我々だけが

右側をやろうといつてもなか／＼でき

ませんが、対面交通に直接関係のあるもの

といつましては、左側通行に起因す

る事故が四九%という数字になつてお

るわけあります。これは対面交通を

守らないで起した事故でございます。

○政府委員(柏村信雄君) 交通事故の

数字でございますが、これは遺憾なが

ら逐年増加をしておるわけでござ

ります。勿論自動車台数も飛躍的に殖

えまして、それに終戦後における人口

の増加というようなことも加わりまし

て、交通量が非常に増ええておるとい

うことのための事故増加ということにな

りますが、二十四年度におきまする

三、それから二十五年度におきまする

三万三千二百十二、二十六年度が四十

一千四百二十三、この増加率をとつて

見ますると、二十三年から二十四年に

おきまする事故件数が二万五千百十

が。我々も賛成でそれはそのほうだが、いじやないかということを言つたのだが、まあ政府の原案通り早く通してもらいたい。ところが、一つの右側通行もやはりできない。だから今おつしやるよう公聴会でもあるが結構ですが、公聴会又は参考人を呼ぶという程度でどうでしようか。

○委員長(西郷吉之助君) それでは口述の点は、来週中に適当な日を選ひまして午前中でも半日つぶしまして参考人を呼ぶことにいたして御異議ありますか。

○岩木哲夫君 吳謙ありますけれども……。

○委員長(西郷吉之助君) それでは本体参考人程度にしなかつたようござりますから、参考人を呼ぶことにいたします。

○岩木哲夫君 公告して各界からもいろいろ関係方面も……。

○委員長(西郷吉之助君) まあ一つ手続その他の点はお任せを願いたいと存じます。

それではその他につきまして御質疑のおありのかたはお願いいたします。

○政府委員(柏村信雄君) 先ほど歩行者の事故の四九%と申上げましたが、これは誤りでございまして訂正させて頂きたいと存じます。事故の原因として左側通行、信号無視、車道通行歩道外横断それから斜横断、車の直前直後横断、踏切の不注意、路上の遊戯などがあつうにいろいろ事項が挙げてございまして、そのうち最も多いのが車の直前直後の横断、これが千七百三十一

全体で三千九百八十件のうち千七百三十二件が車の直前直後の横断でございまして、次に多いのが車道の通行と踏切の不注意、踏切の不注意のはうがちらず多くござります。踏切の不注意が四百三十、車道の通行が三百六十八、酔酔、徘徊、が二百八十五、それから斜横断が二百十九で、その次に左側通行による百九十四という歩行者の事故があるようなわけであります。なほお附加えて申上げておきますが、宮崎県におきましては対面交通の遵守率が八〇%という成績を挙げておるわけでござりますが、この宮崎県におきましてはむしろ今年度において交通事故の発生が前年よりも減少している。全国的に増加しておるにかかわらず宮崎県において減少しておりますというふうな実情もありますので、御参考までに申上げておきます。

にいたしましたから、この予定は変更いたします。
それではなおこの点以外について御質疑がございませんか。なければお譲りいたしますけれども、明日は道路交通取締法の予定でございましたが、参考人等を呼ぶ関係もありますから、そうすると一応明日の午前中にでも地方税の衆議院修正案の説明でも求めますか。

○岩木哲夫君 私かねて委員長にお願い申上げておるのは、地方税もいかにも知らんけれども、かねて建築基準法で府県から市町村に委譲すべき行政事務を未だに府県が渡つて渡さないといふことから全国各府県に摩擦が起つて来る。非常に急いでおるような地方もあるらしいので、この際建設大臣及び自治局の大臣、当時の建設次官である岩谷参議院議員を証人に喚問して、これが解決を図らんと欲しておるわけですが、お詰りを願いたい。

○委員長(西郷吉之助君) そうすると岩木さん、この間承わりました建設大臣と自治局の大蔵……。

○岩木哲夫君 それから当時の岩次次官、併しこれは来週でもいいのです。

○委員長(西郷吉之助君) それでは今岩木さんは適当な機会にいたしましたが、明日は地方税法の説明を聞くか、地方制度調査会設置法案、これはまだ聞いておりませんが、これをしますか、どういたしましようか。

○岡本要祐君 私の意見としては、今委員長が御発言なすつたように地方税法の修正が衆議院からもう廻つておるのですし、又今陳情も多く来ておりまですから、ここで早く説明を聞いたほうが多いと思います。

〔參照〕

午後三時十九分散会

○委員長(西郷吉之助君) それでは明日は午前十時から地方税法の衆議院の修正案の内容につきまして野村専太郎君が説明するそですから、その説明を聽取いたします。

それでは本日は御質疑がなければこの程度にいたしまして、これにて散会

第一章 メーデー事前の情勢 第一節 京都労働組合の動向

○委員長(西郷吉之助君) されでは明
日は午前十時から地方編法の衆議院の
修正案の内容につきまして野村專太郎君
が説明するそうですから、その説明を
お聴取いたします。
それでは本日は御質疑がなければこ
の程度にいたしまして、これにて散会
いたします。

〔参考〕

昭和二十七年五月二十日

参議院 地方行政委員会

(A、B、C、順)

理事 堀 末治

理事 中田 吉雄

委員 館 哲二

委員 吉川末次郎

参議院議長 佐藤尚武殿

京都メーデー事件の調査報告

去る五月一日の我が國独立直後の
メーデーは、全国四百七十余箇所、
参加者四十余万人と推定されている。
参加の下に行はれたのであるが、不幸
にして東京、京都その他において
不祥事件が発生したので、当委員会は
としては、治安維持の見地より義に
東京事件についての実態を調査し、
その真相並びに原因を究明したのであるが、
あるが、今回更に京都事件調査のため
め、去る五月十九日より四日間に亘
つて院議により現地に派遣され、自
治体警察及び国家地方警察並びに同
公安委員、検察当局、法務府特務
局、メーデー主催者側、市長及議会側
の代表等関係者に面接し、審査さ
ることを得た。以下その大要を報
告する。

(一) 総評、民統(民主戦線統一會議)
両派青婦人部の提携

昭和二十五年の参議院議員選舉以来分裂を続いている総評系対民統系の京都労働組合は、同二十七年一月「公安条例撤廃署名運動」を契機として先づ両派青婦人部が提携した。

(二) 総評、民統両派の提携

三月初旬に至り、両派は遂に「春季共斗委」を結成し、「二・三条約(講和条約、日米安全保障条約)」「防護法」「再軍備」反対の中心スローガンを掲げて共同斗争を宣言し、次いで三月二十日「彈圧法規粉碎総決起大会」を共催したが、所謂三・二〇円山事件を惹起して再び分裂するやにみえたのであるが、当面する春季攻勢、破防法等をめぐるゼネスト及びメーデーを目指して統一の線を捨てきれずに入ったようである。

(三) 民統系優位に立つ

四月上旬の「春季共斗委」においても、総評系の一部より円山事件に關する民統側の陳謝のない限り一線を画せんとする動きを示したが、総評系委員数の関係で民統系に押し切られ、その後「メーデー対策実行委」を設置して準備を進める中につても、朝鮮人、学生或いは市民団体等の参加問題について、総評側は共斗委に加担せざる団体の参加を拒否せんとしたが及ばず、役員選出に当つても重要ボストンは民統系の獲得すると

うち、正面玄関扉のガラス或は市長室窓ガラスに投石して破壊する他朝鮮人（未確認）はバルコニー突角に掲揚中の大日章旗二旒の旗桿を折つて日章旗を奪取して一枚は踏みつけ引裂き、一枚は持去つた。続いて行進中到る所でトラブルを起しながら祇園石段下に到つて再び警官隊と衝突したが、この時は警官隊の手薄に乗した朝鮮人の集団約三百は終始警官隊を圧倒し、警官隊は後退の止むなき状態にせられるなど混乱状態に陥つた。しかしながら程なく増援車に投石して窓ガラスを壊す他石段下派出所を襲撃した。

斯くて一応円山公園に入つた尖銳部隊は続々増加し、約五千名に達して氣勢を挙げ、現場警察官が解散を命じ実力行使に移つたので、これに対し反撃行動に出で、乱斗となつたが警官隊は催涙弾十数発を用いたので漸くこの争いは終了した。この際警官隊に多数の負傷者を出したとのことであるが、一部不穏分子とは全然無関係な穩健と認められる島津製作所労働組合員に対しても警官の挑発的暴行行為があつたと認められ、この警官の行動について島津労組より三ヵ条の申入れをしたのであるが、これに対する審査当局はあくまで事実の否認をしており、現在も円満な解決点に到達していないのである。

（註参照）
他方民統議員団、国民救援会を先頭とする学生、自由労働者約二百名は、五条署に押しかけて検挙者の釈放を要求して警官隊ともみ合つた他

長室窓ガラスに投石して破壊する他朝鮮人（未確認）はバルコニー突角に掲揚中の大日章旗二旒の旗桿を折つて日章旗を奪取して一枚は踏みつけ引裂き、一枚は持去つた。続いて行進中到る所でトラブルを起しながら祇園石段下に到つて再び警官隊と衝突したが、この時は警官隊の手薄に乗した朝鮮人の集団約三百は終始警官隊を圧倒し、警官隊は後退の止むなき状態にせられるなど混乱状態に陥つた。しかしながら程なく増援車に投石して窓ガラスを壊す他石段下派出所を襲撃した。

安動搖と上官に対する不満を求める、延いては警察機能の麻痺を狙うものであるとみられ、典型的な対警実力抗争であるといえる。

(4) 本事件を東京事件に比較検討してみると、共運点として宮城前広場と御所広場での强行開催を主張していること、両者いずれも暴動の主力が朝鮮人、学生、自労であること、集団的に警察隊に積極攻撃していること等を挙げ得る。

(5) 会場問題についての市公安委員会の措置及びデモ行為について許可条件を付したことは当を得た措置と推定されるが、なお隊形編成についても思想的考慮を要すべきであったと認められる。

(6) メーデー当日における交通整理に特別の考慮を払わなかつた点及び警備隊及びデモ隊相互の間隔があまりにも接近しすぎていたこと等は隊伍を混乱し、相互の感情を高調させる原因となり、延いては事件発生の一因となつたことは否定できないと思われる。又円山公園において島津労組の如き隔離派に対し、慎重なる措置を欠いたことは甚だ遺憾であった。(註参照)

(7) 京都市の如く屢次に亘る事件発生地においては、これが対策は平素より慎重に考究すべきは勿論であるが、特に極左分子の戦略戦術を未然に防止する対策と心構えが緊要であると思われる。

(8) 民主的労働運動の健全な発展を阻害し悪用するものについては、断固取締るべきであるが、穩健な

る労働組合の発展に対しては積極

的助長の方途を講すべきである。

〔註〕

メーデー傷害事件に関する申入回メーデーに於て当組合の組合員が警官に棍棒で打倒された事件に関して、その内容を明らかにして厳重な抗議と本事件の処置を要求するものである。

事件の内容

静慮にして歩武堂々と行進した島

津部隊が円山に到着したのは午後四時三十分頃であり、部隊の整列が終え解散しようとしたとき、一部不穏分子と警察との間に紛争が起り、島津部隊がこの紛争のまきぞえを避け

るべく、直ちに部隊の解散を宣言したのであるが、このとき既に遅く警官は催涙弾と棍棒を持つ一般善良なる組合員にまで対抗し、その結果が部隊の整理をしていた西大路支部長山下勇次郎及び休憩して飲料水を飲んでいた三条支部北原四郎の頭部を棍棒で打倒し、各々約十日間(別紙日赤診断書写)の負傷を負った。

組合幹部は直ちに現場にいた警官隊に真相の解明と本事件に対する処置(傷害に対する現場保存とその責任者氏名の発表)を申入れたのであるが、警官隊はこの申入を拒否した。

被害者の供述(写)註(本共述は

被害者本人の自筆共述を転載したものである)

メーデー参加の島津部隊は最後のジグザク行進を終了して全員円山公園の西の方に集合しておりました。

然し未だ本部より解散の指示がありませんので待つていました。其の時

既に中央南の方に於て、一部不穏分子が警官隊に向つて石を投げておる

のを遠くより目撃して居つたので、

島津の様な善良なる部隊のものが一

人でもあつたことに巻込まれては

いけないと心配もして居つたし、私

の大隊の各中隊長、小隊長も早く本

部と連絡をとつて早く解散しなけれ

ばならないと云うことであつたので

私は責任者として島津の本部の救護

班の自動車の下に本部指揮班長の木

村書記長が居つたので連絡に行き自

動車の近くに来た時市警は上司の命

令があつたのでしよう一斉西北の方

に向つてやつて来ました。その時

私は自動車近くに来て居つたがこれ

ではあぶない、よけなければいけな

いと思つておるたん、殺氣だつた

市警により後からこん棒のなぐり込

みで頭部をなぐられました。

これは全く市警の不差別的なあゝ

した行動に対する誠に遺憾と思

う、何とかあの様なことをしなくて

も処置があつたのではないか、善良

なる労働者迄もが迷惑をすることを

何故考へて適当なる処置をしなかつ

たのか、然し私はああした様な行動

を市警が敢えて取らざるを得ない様

な事態に至らしめた不穏分子(多分

共産党の様なものでないかと推察す

るが)の行動に対しても非常に憤懣

にたえないものである。

島津三条支部 北原 四郎(印)

昨五月一日メーデーに於て島津労働組合が円山に到着し解散後上衣をラックを探している途中広告塔横に

月十五日正午迄に文書で提示さ

れる

以上

京都府中京区西ノ京桑原町十八番地

島津製作所労働組合
組合員 森川正栄(印)

右の症のため向後十日間の通院

加療を要するものと認む

印 右診断書

住所 右京区嵯峨野秋葉街道町

診断書

山下勇次郎(印)

40年

病名 頭頂部挫創

右の症のため向後十日間の通院

加療を要するものと認む

印 右診断書

昭和27年5月1日

京都府上京区笠置通丸太町上

ル

病名 左側頭部左手背挫創

右ニ依リ向フ約十日間加療ヲ要

印

京都第一赤十字病院

診断書

北原 四郎(印)

二六年

病名 左側頭部左手背挫創

右ニ依リ向フ約十日間加療ヲ要

印

京都第一赤十字病院

診断書

北原 四郎(印)

昭和27年5月1日

病名 左側頭部左手背挫創

右ニ依リ向フ約十日間加療ヲ要

印

京都第二赤十字病院

診断書

医 喜多 治園(印)

千年の古都に比類無き近代設備と

同時に警官がささまじい形相で二、三十名が襲いかかり其所に居つた

二、三名も一諸に警棒で猛然と突き飛ばし有無を言わざず腕や肩、手を

めつた打ちをし、よろめく所更に追

討をかけ左頭部に乱打を受け、頭部に裂傷二箇所の傷を受け、昨夜頭痛を

起し、大変困惑したので、此處に当

時の事情を有りのままに記します。

尚負傷を負つた際時刻は午後四時五十分頃だつたと思ひます。

本事件に対する組合の主張

田山に於ける警官と一部不穏分子との紛争は、如何に積み重ねられて

来た感情的問題があるにしても、それはあくまでも警官と一部不穏分子との間で解決すべき問題であり、吾々の闘争するところではない。

然るに警官の感情をもつて、暴力

も振はず抵抗もせず、一部不穏分子と無関係である善良な組合員までも

打倒するが如き行為は、市民を擁護する立場の警官として許されるものではない。

ではなく、本事件は明らかに警官の暴行であり、善良な組合員に対する

傷害事件であると断定する。

従つて組合は、組合の正式譲渡機関である本部委員会の決定に従い、暴行であり、善良な組合員に対する

打倒するが如き行為は、市民を擁護する立場の警官として許されるものではない。

ではなく、本事件は明らかに警官の

暴行であり、善良な組合員に対する

傷害事件であると断定する。

従つて組合は、組合の正式譲渡機

関である本部委員会の決定に従い、

次のこととを要求する。

記

一、善良な組合員を打倒した

官、若しくはその責任者の処罰

一、傷害に伴う損害賠償

一、民主的警官としての今後の措置

一、本要求に基く回答を、来る五

月十五日正午迄に文書で提示さ

れたい

いる所を突然バラ〜と人の足音と

技術を誇る島津製作所は京都産業界の誇りであり、此處に勤務せられる島津製作所労働組合の組合員各位が極めて民主的且つ健全な労働運動の支持者であり実践家のみで構成せられて居ることは毫も疑う余地の無いところであります。

ところがこの組合員たる山下、北原の両名が去るメーデーの当日円山公園において負傷せられたとのことであります。そのことにについては衷心より御見舞を申上げる次第であります。

本年のメーデーが例年と違つて極めて多数の尖鋭分子が便乗して各地でトラブルの発生を見たことは既に皆様御承知の通りであります。特にに京都は東京と並んで最も暴行事案の行はれたところであります。特に市役所前の国旗侮辱事件の如きは東京より以上に悪質だつたとも言へると思うのであります。

京都市警のメーデーに対する警備方針としては、メーデーが万国の大労者の祭典でありこの祭典が最も楽しく平和的に且つ意義深く終始することを希望し且つ期待するが故に出来得る限り大衆を刺殺しないように摩擦の起らないように最深の注意を払つた次第であります。

この為に平素準備し使用させて来た代用鉄兜さへメーデーの日に限つては着装せず警備配置も始めのはどは單に交通整理の程度に止めた次第であります。然るにメーデーに便乗した朝鮮人と一部学生等の暴徒はいきなり交通整理中の警察官に襲いかかり暴行を加へたのであります。この為に警官に四百名に達する

多数の重軽傷者を出すに至つたことは返す返すも遺憾の極みであります。

暴徒は手に六尺から二間以上の棒や旗等で殴打し或は投石して参りました。事此處に至る催涙ガス使用は勿論けん銃使用も已むなしとの意見も相当出たのであります。私は生命身体を飽く迄尊重する前から歯を喰ひしばつて耐へ忍ばせたのであります。しかし苦衷の程も了解願いたいのであります。

山下、北原両君の負傷せられたところはメーデー当日最も険悪であつた場所であり、あそこでは上京生活を守る余幹部共産党员松岡美代子外數十名を検挙したところであります。

然し如何なるところであろうとも暴徒の居る場所より或程度隔つた場所に位置せられ且つ何等暴力的行為を行つて居ない善良なる市民を実力行使の為めに負傷せしめるような警察官は我京都市警には一人も居らぬことを断言して憚りません。

若し百歩譲つて山下、北原両君が警察官の実力行使の為めに負傷を受けられたのが事実と致しますならば山下、北原両君は暴徒達の極めて近い場所に居られたので警察官が暴れだ為に起つた事件としか想像出来ないのであります。勿論そのような事案でありましても行為者が判然と致しますならばその過失の程度に従い責任を追及するのに些の躊躇をするものではありません。然し先日申入れを受けてより日下銃意調査申

ではありますが、本日迄のところで未だそのような行為者が明らかになつてないと言ふことを回答する以外に途のないことも遺憾に思う次第であります。

尚ほこの際今后に於て警察全般に對し慎重なる実力行使について厳重なる注意を喚起した次第であります。

今日の警察が昔と違つて總てが市民の利益の為に、市民の治安を維持すべきであるとの民主警察で在ればならないことは申す迄もありません。私は從来も警察は斯く在るべしと信じ京都市警を日本でも代表的な民主警察たらしむべく努力して参りました。又今後其この努力を一層推進して行くことを確言致しまして回答とする次第であります。

終りに今一度山下、北原両君の一日も速やかな回復を祈ります。

答とする次第であります。

昭和二十七年五月十五日

京都市警察本部長 小川 錠副
島津製作所労働組合
組合長 森川正栄殿

五月二十九日本委員会に左の事件を付託された
一、地方制度調査会設置法案（予備審査のための付託は五月二十一日）

昭和二十七年十月二十一日印刷

昭和二十七年十月二十二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局